

防犯住宅認定制度運用規定

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 認定関係等（第5条～第13条）
- 第3章 審査委員会（第14条～第16条）
- 第4章 認定の取り消し（第17条～第18条）
- 第5章 雑則（第19条）

第1章 総則

（概要）

第1条 この制度は、愛知県住宅防犯対策協議会正会員（以下「申請者」という。）の申請に基づき、愛知県住宅防犯対策協議会（以下「協議会」という。）が、防犯性の高い建物部品を使用するなど、防犯環境設計に配慮された戸建住宅を防犯住宅として認定するものである。

（目的）

第2条 認定制度によって、防犯性の高い戸建住宅の普及促進を図ることを目的とする。

（認定の対象）

第3条 本制度による認定の対象は、愛知県内の戸建住宅とする。

（1）新築

新築（予定）の戸建住宅

（2）その他

改築・既築の戸建住宅

（認定基準）

第4条 認定基準を別表で定める。

第2章 認定関係等

（認定申請）

第5条 本制度の認定を受けようとする申請者は、様式で定める認定申請書に必要書類を添えて協議会に申請するものとする。なお、申請書類は返還しないものとする。

（審査）

第6条 申請住宅に対する審査は、申請書類の審査により行うものとする。

2 申請書類の審査は、協議会が行うものとする。

3 協議会は、申請内容が基準に達していない場合は、必要に応じて申請者に対し、防犯設備の仕様変更を求めるなど、申請内容が基準に適合す

るよう助言、指導を行うものとする。

- 4 審査は別表に定める基準の適否を調査し、必須項目をすべて満たした上で、10点以上の基準点に達した場合に合格とする。

(認定証明書等の交付)

第7条 協議会は、申請の内容が基準を満たし審査に適合した場合は、必要な手数料の納付を受け、認定証明書、認定証、認定ステッカー（以下「認定証明書等」という。）を交付することができる。

- 2 申請者は、認定証明書等の受領に際しては、別に定める事項を承諾したものであるものとする。

(認定登録)

第8条 協議会は、認定した住宅について、別記様式で定める認定登録簿に登録するものとする。

(認定後の適合検査)

第9条 協議会は、認定した住宅について、必要に応じて現地調査を行うことができる。

- 2 協議会は、前項の検査を実施する際には、申請者等と、日程等の調整を行うものとする。

(改善要請)

第10条 協議会は、前条第1項の検査において、基準を満たしていないと判断された場合は、申請者等に対し基準に適合するために必要な改善指導を行うことができる。

(所有者等の順守事項)

第11条 申請者等は、第9条の現地調査が円滑に実施できるよう、協力しなければならない。

(認定に関する手数料)

第12条 本制度の認定に必要な手数料は、別に定める。

- 2 認定に関する手数料については、返金しない。

(認定証明書等の再交付)

第13条 認定証明書等の再交付は、申請者の申請によるものとする。

- 2 認定証明書等の再交付は有料とし、再交付に必要な手数料は、別に定める。

第3章 審査委員会

(審査委員会の設置)

第14条 認定に係る審査を行うため、協議会に審査委員会を置く。

- 2 審査委員会は、協議会役員会が選任する委員で構成する。
- 3 審査委員会の議決は、委員の過半数の同意をもって決定する。

(審査委員会の所掌事項)

第 15 条 審査委員会は、認定審査に関する事項、認定取消しの審査に関する事項を所掌事務とする。

第 16 条 協議会は、審査の結果について申請者に通知するものとする。

第 4 章 認定の取消し

(認定の取消し)

第 17 条 次の場合は認定を取消すものとする。

- (1) 申請者等が認定の取り消しを申請した場合。
- (2) 認定した建物が、火災、震災等により焼失又は損壊した場合。
- (3) 申請者等が、第 10 条に掲げる事項を履行しない場合。
- (4) 申請者等が、協議会に対して虚偽の申請並びに認定証明書等の複製による無断使用等を行った場合。
- (5) その他、協議会においてふさわしくないと判断された場合。

(取消しの通知)

第 18 条 協議会は、前条の規定により認定を取り消した場合は、申請者等に対し通知するものとする。

- 2 通知を受けた申請者等は、交付を受けた認定証明書等を返納しなければならない。

第 5 章 雑則

(守秘義務)

第 19 条 本制度の審査に関与したものは、審査上知りえた個人情報等プライバシーに関する事項を漏らしてはならない。

附則

平成 27 年 2 月 1 日 施行

附則

本運用規定の一部改正は、平成 27 年 12 月 21 日から施行する。